第二十三条の九第二十八項第六号中「第十三条第三項」を「第十三条第六項」に改め、同項第八号中「第二十五項各号」を「第二十四項各号」に、「五年を経過する」を「いずれか早い」に改め、同条第二十九項第二号ニ中「特例受贈非上場株式等の内訳等」を「対象受贈非上場株式等の内訳等」に改め、同項第三号ロ及び同条第三十一項第一号イ⑵中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同号イ⑵㈢中「第百二十八条第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、同条第三十二項中「第四十条の八第三十九項」を「第四十条の八第四十項」に改め、同条第三十三項中「同条第一項に規定する」を削り、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三十五項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第三十六項各号中「第四十条の八第十一項」を「第四十条の八第十二項」に改め、同号ホ中「第四十条の八第四十六項」を「第四十条の八第四十七項第一号」に改め、同項第二号中「第四十条の八第四十項に規定する事実」を「第四十条の八第四十一項に規定する事実」に改め、同号イ中「第四十条の八第四十五項」を「第四十条の八第四十六項」に改め、同号ホ中「第四十条の八第四十六項」に改め、同条第三十九項中「第四十条の八第五十二項に」を「第四十条の八第五十三項に」に、「同条第五十二項」を「同条第五十三項」に改め、「計算した数と」の下に「同条第二十一項第一号に規定する最初の」を加え、同項第一号中「第四十条の八第五十二項」を「第四十条の八第五十三項」に、「第七十条の七第三十項第一号」を「第七十条の七第三十項第二号イ」に、「経営贈与承継期間」を「従業員数確認期間」に、「この項」を「この号」に、「第一種贈与基準日」を「基準日」に改め、同項第二号中「第四十条の八第五十六項第一号（同条第五十四項」を「第四十条の八第五十七項第一号（同条第五十五項」に改め、「から」の下に「法第七十条の七第三十項第一号に規定する」を加え、「同号」を「施行令第四十条の八第五十七項第一号」に、「数を」を「数を当該」に、「同条第五十六項第一号」を「同条第五十七項第一号」に改め、同項第三号中「第四十条の八第五十六項第二号」を「第四十条の八第五十七項第二号」に改め、同条第四十項中「第四十条の八第五十三項」を「第四十条の八第五十四項」に改め、同条第四十一項中「第四十条の八第五十五項」を「第四十条の八第五十六項」に改め、同条第四十二項中「第四十条の八第五十四項」を「第四十条の八第五十七項第一号（同条第五十五項」に、「同条第五十六項第一号（同条第五十四項」を「同条第五十七項第一号（同条第五十五項」に改め、同項第一号中「第四十条の八第五十六項第一号」を「第四十条の八第五十七項第一号」に改め、同号イ中「第四十条の八第五十四項第一号」を「第四十条の八第五十五項第一号」に改め、同号ニ中「第四十条の八第五十五項第一号」を「第四十条の八第五十六項第一号」に改め、同条第四十五項各号中「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に改め、同条第四十六項中「第四十条の八第五十九項に」を「第四十条の八第六十項に」に改め、同項第二号及び第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第五号中「第四十条の八第五十九項」を「第四十条の八第六十項」に改め、同項第八号中「第四十条の八第五十六項第二号」を「第四十条の八第五十七項第二号」に改め、同条第四十七項中「第四十条の八第五十九項」を「第四十条の八第六十項」に改め、同条第四十八項中「第四十条の八第六十項第三号」を「第四十条の八第六十一項第三号」に改め、同条第五十項第一号及び第二号並びに第五十一項第三号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改める。

第二十三条の十第二項第一号イ及び第二号イ中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第八項中「第七十条の七の二第二項第三号ホ」を「第七十条の七の二第二項第三号ヘ」に、「同号ホ」を「同号ヘ」に改め、同条第九項中「第六条第一項第七号」の下に「又は第九号」を、「第六条第一項第八号」の下に「又は第十号」を加え、同条第十項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第十九項第一号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同条第二十項第七号中「第七条第四項」を「第七条第十項」に改め、「第六条第一項第八号」の下に「又は第十号」を加え、「の申請書の写し（同項」を「（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の申請書の写し（同条第三項」に、「ホ」を「ヘ」に改め、同条第二十一項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限（以下この条において「相続税の申告書の提出期限」という。）の翌日から同日以後五年を経過する」を「第七十条の七の二第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「当該五年を経過する」を「当該いずれか早い」に改め、同項第四号中「基準日」を「報告基準日」に、「当該基準日」を「当該報告基準日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　円滑化省令第十二条第四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

第二十三条の十第二十一項第六号中「基準日の」を「報告基準日の」に、「当該基準日」を「当該報告基準日」に改め、「である場合には、」の下に「法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する」を、「提出期限」の下に「（以下この条において「相続税の申告書の提出期限」という。）」を加え、同条第二十二項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「基準日の直前」を「報告基準日の直前」に、「当該基準日」を「当該報告基準日」に、「相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する」を「同条第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「当該五年を経過する」を「当該いずれか早い」に改め、同項第二号ハを次のように改める。

ハ　当該合併又は株式交換等に係る円滑化省令第十二条第九項又は第十項（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

第二十三条の十第二十三項第二号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第三号中「相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する」を「法第七十条の七の二第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「基準日」を「報告基準日」に、「当該基準日」を「当該報告基準日」に改め、同項第四号中「基準日の」を「報告基準日の」に、「当該基準日」を「当該報告基準日」に改め、同項第五号中「基準日の直前」を「報告基準日の直前」に、「当該報告基準日」を「当該報告基準日」に改め、同項第六号中「基準日の直前」を「報告基準日の直前」に、「当該基準日」を「当該報告基準日」に改め、同条第二十五項第三号、第四号及び第七号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同項第八号中「相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する」を「法第七十条の七の二第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に改め、同項第九号中「起算して」を「同日以後」に、「には、当該」を「において、当該期間内に経営報告基準日がないときは、当該」に改め、同項第十号中「到来した」を「確定した」に改め、同条第二十六項中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に、「相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する」を「法第七十条の七の二第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「五年を経過する日の翌日以後で」を「いずれか早い日の翌日以後で」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　円滑化省令第十二条第八項（同条第十七項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

第二十三条の十第二十六項第七号中「五年を経過する」を「いずれか早い」に改め、同条第二十七項第二号ロ及び第二十九項第一号イ⑵中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改め、同号イ⑵㈢中「第百二十八条第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、同条第四十項第二号及び第三号中「特例非上場株式等」を「対象非上場株式等」に改める。